

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、効率的かつ健全な企業経営のもとに企業価値の向上を目指す化学素材メーカーとして、広く社会から信頼される企業となるため、コーポレートガバナンスを経営上の重要課題と位置づけ、経営の透明性、健全性を向上させることを目的として、コーポレートガバナンスの充実に取り組んでおります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】更新

【補充原則1-2-4】

現在、当社の株主における海外機関投資家の比率は相対的に低いと考えておりますので、議決権電子行使プラットフォームの利用や招集通知の英訳を行っておりません。今後、その比率の推移を勘案しながら、議決権電子行使プラットフォームの導入や招集通知の英訳等の対応を検討してまいります。

【原則2-6 企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮】

当社は、企業年金の積立金の運用を委託している金融機関より、定期的に運用実績等について報告を受けており、そのモニタリングに努めております。しかしながら、本原則が求める、アセットオーナーとしての機能を発揮できるだけの専門性を備えた人材の登用・配置には至っておらず、今後の課題としております。

【補充原則4-1-3】

当社の取締役会は、経営理念や経営戦略についての認識を共有し、それらを実現・遂行するに相応しい人物を社長として選定しております。また、取締役会および代表取締役の統括の下に執行役員を置き、執行役員に各々の担当における業務執行の権限および責任を与えることで、経営の一翼を担わせ、もって社長の後継者に相応しい能力・経験・見識等を身に付ける機会としております。

ただし現状では、取締役会が具体的な後継者計画を策定し、その計画に基づく後継者候補の育成を監督する体制を整備・運用する段階には至っておりません。今後、取締役会においてそういった体制整備・運用方法について議論を重ねてまいります。

【原則4-11 取締役会・監査役会の実効性確保のための前提条件】

当社取締役会は、各人の知識・経験・能力のバランスおよび適正規模を両立する構成としております。現状では、女性の取締役を選任しておりますが、経営陣幹部に相応しい人格・見識や、当社の経営に求められる能力を有する候補者の育成を進めているところであり、適任と判断される女性候補者を得た際には、当社取締役候補者として指名いたします。また、外国人取締役の選任についても、今後の重点市場などの経営戦略を踏まえ、取締役会に迎え入れることが必要と判断する場合には、候補者の選定を検討してまいります。

【原則5-2 経営戦略や経営計画の策定・公表】

当社は事業年度毎の経営計画および3か年の中期経営計画を策定し、これらに基づき経営改善・向上に努めております。資本コストの把握および収益力・資本効率に関する目標の設定、それらを実現するための経営資源の配分につきましては、今後も引き続き議論を重ね、中長期経営計画の公表を通じて株主に説明することを検討しております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】更新

【原則1-4 政策保有株式】

当社は、純投資以外の目的で保有する株式について、取引先との関係強化や株式の安定化、財務活動の円滑化の観点から銘柄を検討するとともに、発行体の財務状況やガバナンス体制も考慮の上、保有することを基本方針としております。

上記方針に照らして、個別の政策保有株式について、保有目的や保有に伴う便益、リスク等を毎年検証し、必要に応じ同株式の処分について取締役会に諮るものとしており、検証の結果、今期は政策保有株式1銘柄を売却いたしました。

また、当社は、政策保有株式に係る議決権の行使について、画一的な基準は設けておりませんが、個別に、当該議案が中長期的な株主利益の向上につながるかどうかや、当社の保有方針に適合するかどうか、その他発行会社の業績等も踏まえ総合的に判断しております。

【原則1-7 関連当事者間の取引】

当社は、関連当事者間の取引を行う場合には、取締役会において、当該取引が会社や株主共同の利益を害することがないかを含め審議の上、決議することとしております。また、当該取引について有価証券報告書等において開示しております。

【原則3-1 情報開示の充実】

1) 当社の経営理念・経営戦略については次のとおり策定しております。

(1) 経営理念

私たち新日本理化グループは、もの創りを通して広く社会の発展に貢献します。

・もの創りにこだわり、安定した品質の製品を安定して供給することにより、顧客の信頼に応えます。

・最先端の化学技術に挑戦し、地球環境に調和した製品を開発します。

・安全な職場環境を確保し、活力ある働きがいのある職場を創ります。

・健全かつ透明度の高い経営に努め、ステイクホルダーズの理解と信頼を深めます。

(2) 経営戦略

・水素化技術をはじめとする優位性のある独自技術を以って製品展開し、化学業界の競争を勝ち抜いていきます。

・製造および調達コストの削減により収益構造を改善し、外部環境に影響されない強い企業体質を作ります。

・事業部制を活用した機動的な体制により、顧客満足度の高い営業および顧客ニーズを先取りした開発提案営業を行います。

・樹脂添加剤、電子材料、医薬中間体、環境対応製品などの分野で、開発部門と営業部門の連携および様々な企業との共同開発により、新機能を備えた材料を提供していきます。

・海外拠点を活用し、今後も継続的な成長が見込まれる東南アジア地域を中心とした事業展開を目指します。

2) コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方につきましては、本報告書1-1「基本的な考え方」に記載のとおりです。また、基本方針につきましては、当社ホームページ(<http://www.nj-chem.co.jp/>)で開示しております。

3) 取締役の報酬について

(1) 取締役の報酬の決定方針

取締役(監査等委員である取締役を除く)の報酬体系は、基本報酬(月次・定額)と賞与(年次・業績連動)から成り立っております。監査等委員である取締役の報酬体系は、その職務の性質に鑑み、基本報酬のみとしております。基本報酬は、各取締役の職位に基づき定めた額としております。

(2) 取締役の報酬の決定にあたっての手続き

取締役会は、取締役の報酬にかかる方針、体系、および各取締役の報酬額について、あらかじめ指名・報酬諮問委員会に諮問します。取締役会は、指名・報酬諮問委員会の答申を踏まえ、株主総会で定めた総額の範囲内で、取締役の報酬を決定いたします。

4) 取締役および経営陣幹部の選解任について

(1) 取締役および経営陣幹部の選解任の方針

取締役および執行役員の選任にあたっては、社内外を問わず、経営幹部に求められる人格・識見や、各役職に求められる役割を適切に遂行するための知識・経験・能力の観点から総合的に評価の上、決定することとしております。

また、解任にあたっては、その職務執行における法令・定款違反、心身の故障、著しい能力不足、担当部門の業績に対する責任等を勘案の上、決定いたします。

(2) 取締役および経営陣幹部の選解任にあたっての手続き

取締役会は、取締役および執行役員の選解任にかかる方針および各候補者について、あらかじめ指名・報酬諮問委員会に諮問します。取締役会は、指名・報酬諮問委員会の答申を踏まえ、各候補者を指名いたします。

5) 個々の取締役の選任・指名の理由については、「株主総会招集ご通知」参考書類(<http://www.nj-chem.co.jp/ir/meeting/index.php>)に記載しております。

【補充原則4-1-1】

当社取締役会は、取締役会規則に基づき、法令および定款に定められた事項および重要な業務に関する事項について決定するものとしております。その上で、業務執行に関する具体的な方針、計画等の決定は経営会議に委ねるほか、「職務権限規程」に基づき、業務項目ごとに、重要度に応じて、代表取締役社長または担当取締役に決定を委任しております。

【原則4-9 独立社外取締役の独立性判断基準および資質】

当社は、独立役員の選定にあたっては、東京証券取引所が定める独立性基準に従ってその独立性を判断することとしております。

また、独立社外取締役候補者の選定にあたっては、本基準を踏まえ、取締役会において率直・活発に意見いただける人物を選定するよう努めております。

【補充原則4-11-1】

当社の取締役会は、当社事業に関わる各分野において豊富な知識・経験・能力を有するメンバーで構成し、かつ、機動的な意思決定が可能な規模とすることで、取締役会全体としての多様性、バランスに配慮しております。また、監査等委員である独立社外取締役を複数選任することで、取締役会の監査・監督機能強化を図っております。なお、取締役の選任に関する方針・手続きについては、「原則3-1 4)」において開示しております。

【補充原則4-11-2】

当社は、取締役が他の上場会社の役員を兼任する場合には、当社の役員としての役割・責務を適切

に遂行する上で問題がないことを確認しております。また、取締役の兼任状況につきましては、事業報告において毎年開示しております。

【補充原則4-11-3】

当社は、2018年度開催の取締役会の実効性評価に関し、全ての取締役を対象にアンケートを実施し、その結果に基づき、取締役会で議論を行いました。

その概要は次のとおりであり、概ね肯定的な評価を得ております。

① 取締役会の構成について

取締役会の人数および構成は、知識・経験・能力の面からみて概ね適切である。今後も、その時々々の事業戦略を策定・遂行する上で最良の構成となるよう、取締役会の多様性の面も含め柔軟に検討していくべきである。

② 取締役会の運営について

取締役会に付議される事項の範囲は適切であり、取締役会資料の内容も質・量の両面からみて適切である。資料の配布時期についても徐々に改善されており、事前に議案の内容を充分精査した上で、取締役会での審議に臨むことが出来るケースが増えている。

③ 取締役会での議論について

各取締役が意見を出し合い、多角的かつ活発な議論が行われている。また、社外取締役も積極的に意見を述べることのできる環境が確保されている。

④ 社外取締役について

社外取締役への事前説明および情報提供は充分に行われている。

以上の評価結果を踏まえ、引き続き取締役会の実効性向上を図ってまいります。

【補充原則4-14-2】

当社は、取締役がそれぞれの役割・責務を適切に果たすことを目的として、就任時の外部新任役員

セミナー等に参加するとともに、就任後においても、継続して適宜必要な知識を習得する機会の提供および斡旋を行うことを方針としております。

なお、その費用は会社が負担するものとしております。

【原則5-1 株主との建設的な対話に関する方針】

当社は、株主との対話に関する担当の取締役を指定しており、当該取締役を中心に、対話の窓口である総務担当部門のほか、関係各部門の連携を図っております。また、当社ホームページや事業報告書により、株主に対する情報開示の充実に努めております。株主からの意見や要望のう

ち、当社の経営に有用と判断されるものについては、窓口部門から経営陣幹部・取締役会に報告し、審議するものとしております。なお、対話に際してのインサイダー情報の管理に関しては、「情報開示管理および内部者取引防止規程」に基づき、その管理を徹底するものとしております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
株式会社りそな銀行	1,861,533	4.99
株式会社西日本シティ銀行	1,633,300	4.38
フクダ電子株式会社	1,199,000	3.22
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口4)	1,186,600	3.18
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	921,700	2.49
日油株式会社	922,875	2.48
野村貿易株式会社	850,100	2.28
東洋テック株式会社	738,000	1.98
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口5)	685,800	1.84
三井住友海上火災保険株式会社	661,600	1.77

支配株主(親会社を除く)の有無	――
親会社の有無	なし

補足説明

――

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3 月
業種	化学
直前事業年度末における(連結)従業員数	100人以上500人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

――

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

該当ありません。

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査等委員会設置会社
------	------------

【取締役関係】

--	--

II 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査等委員会設置会社
------	------------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	9 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	8 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
桜井博文	他の会社の出身者					△						
織田貴昭	弁護士											

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2)

氏名	監査等委員	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
桜井博文	○	○	同氏は、平成21年まで、当社の主要な取引先である株式会社りそな銀行に勤務していました。	金融機関およびメーカーの財務部門において要職を歴任し、財務および会計に関する専門的知識を有しております。こうした経験・知見に基づき、監査等委員である社外取締役として、当社経営の監督機能強化に寄与いただくために選任しております。 なお、同氏は、当社の主要な取引先である株式会社りそな銀行での勤務経験がありますが、同行との取引は、当社における複数の金融機関と同等条件であり、取引額が著しく突出しているとまでは言えず、当社の意思決定に重大な影響を及ぼすことはないと考えております。さらに、同氏は平成21年に同行を退職されていることから、一般株主と利益相反が生じるおそれはないと判断し、独立役員に指定しており

				ます。
織田 貴昭	○	○	——	弁護士として企業法務に精通し、その専門的知識・経験に基づき、監査等委員である社外取締役として、当社経営の監督機能強化に寄与いただくために選任しております。 なお、同氏は当社が顧問契約を締結している弁護士法人三宅法律事務所パートナーですが、当社と同弁護士法人との取引額の合計金額は、当社の連結売上高および同弁護士法人の年間総報酬額の1%未満と僅少であります。また、顧問契約に基づく案件に同氏は関与しておりません。したがって、一般株主と利益相反が生じるおそれはないと判断し、独立役員に指定しております。

【監査等委員会】

委員構成及び議長の属性

	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	委員長(議長)
監査等委員会	3	2	1	2	社内取締役

監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の有無	なし
----------------------------	----

現在の体制を採用している理由

当社では、監査等委員のうち2名が常勤委員であり、また、内部監査部門と連携して監査を行うため、監査等委員会の職務を補助すべき取締役および使用人は置いておりません。

監査等委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査等委員会は、四半期ごとに実施する監査報告会において会計監査人から報告を受けるほか、必要に応じて随時、監査情報の交換を行っております。
また、監査等委員会は、内部監査部門である監査室から「内部監査計画書」や「内部監査報告書」等の提供を受けるほか、定期的に情報・意見の交換をしております。

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無 更新	あり
--	----

任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長(議長)の属性 更新

	委員会の名称	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	社外有識者(名)	その他(名)	委員長(議長)
指名委員会に相当する任意の委員会	指名・報酬諮問委員会	3	2	1	2	0	0	社外取締役
報酬委員会に相当する任意の委員会	指名・報酬諮問委員会	3	2	1	2	0	0	社外取締役

補足説明 更新

取締役会の諮問機関として「指名・報酬諮問委員会」を設置し、取締役等の選解任および報酬等について、独立社外取締役の関与・助言を得る機会を確保し、取締役会の意思決定プロセスの客観性・透明性を強化することによって、コーポレートガバナンス体制を一層充実させることを目的としております。

【独立役員関係】

独立役員の人数	2 名
---------	-----

その他独立役員に関する事項

当社は、独立役員の資格を充たす社外役員を全て独立役員に指定しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	その他
---------------------------	-----

該当項目に関する補足説明

取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬は、基本報酬と賞与から構成しております。現状、賞与は支給されておらず、基本報酬と業績連動報酬の支給割合や業績連動報酬の基礎となる指標並びに役職ごとの方針、具体的な額の決定方法等については、今後十分検討の上、決定したいと考えております。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

（個別の取締役報酬の）開示状況	個別報酬の開示はしていない
-----------------	---------------

該当項目に関する補足説明

報酬額等の総額が1億円以上の者が存在しないため、個別報酬の開示は行っておりません。取締役の報酬総額は、有価証券報告書および定時株主総会招集ご通知に添付の事業報告において開示しております。なお、有価証券報告書および定時株主総会招集ご通知は、当社ホームページに掲載し、縦覧に供しております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無 更新	あり
--------------------------------------	----

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬体系は、基本報酬（月次・定額）と賞与（年次・業績連動）から成り立っております。監査等委員である取締役の報酬体系は、その職務の性質に鑑み、基本報酬のみとしております。基本報酬は、各取締役の職位に基づき定めた額としております。

【社外取締役のサポート体制】

当社は、秘書室が社外取締役に対して、取締役会等重要な会議の議案やスケジュールについての資料を事前に配布するほか、その他必要な情報を伝達しており、当社における情報収集が十分行えるようサポート体制を整備しております。

【代表取締役社長等を退任した者の状況】

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の氏名等

氏名	役職・地位	業務内容	勤務形態・条件 （常勤・非常勤、報酬有無等）	社長等退任日	任期
――	――	――	――	――	――

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の合計人数	― 名
--------------------------	-----

当社には現在、代表取締役社長等を退任した後、相談役や顧問に就任している者はありません。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

1) 当社は、監査等委員会設置会社の体制を採用しており、取締役会は機動的な経営判断が可能な規模とするため、8名で構成しております。取締役会は毎月1回開催するほか、必要に応じて臨時取締役会を開催することとし、経営の重要事項について決定を行うとともに、業務執行取締役および執行役員の職務の執行を監督しております。

2) 監査等委員会は、社外取締役2名を含む3名で構成され、うち1名は、金融機関および財務部門における長年の経験があり、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。監査等委員である取締役は、取締役会および経営会議その他の重要な会議に出席し、経営の基本方針や重要事項の決定、業務執行取締役による職務執行の状況について実効的な監査を行うこととしております。なお、当社は、社外取締役織田貴昭氏との間で、会社法427条第1項の規定に基づき、同法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

3) 当社は会計監査人として、EY新日本有限責任監査法人を選任しております。会計監査人は、監査計画に従い、中間・期末および期中においても適宜、法令に基づく適正な会計監査を行っております。また、会計監査の総括として、四半期ごとに監査等委員会に対する監査報告会を実施するとともに、監査等委員との間で必要に応じて随時、監査情報の交換を行うなど、連携を図っております。

4) 取締役の報酬について

(1) 取締役の報酬の決定方針

取締役(監査等委員である取締役を除く)の報酬体系は、基本報酬(月次・定額)と賞与(年次・業績連動)から成り立っております。監査等委員である取締役の報酬体系は、その職務の性質に鑑み、基本報酬のみとしております。基本報酬は、各取締役の職位に基づき定めた額としております。

(2) 取締役の報酬の決定にあたっての手続き

取締役会は、取締役の報酬にかかる方針、体系、および各取締役の報酬額について、あらかじめ指名・報酬諮問委員会に諮問します。取締役会は、指名・報酬諮問委員会の答申を踏まえ、株主総会で定めた総額の範囲内で、取締役の報酬を決定いたします。

5) 取締役および経営陣幹部の選解任について

(1) 取締役および経営陣幹部の選解任の方針

取締役および執行役員の選任にあたっては、社内外を問わず、経営幹部に求められる人格・識見や、各役職に求められる役割を適切に遂行するための知識・経験・能力の観点から総合的に評価の上、決定することとしております。

また、解任にあたっては、その職務執行における法令・定款違反、心身の故障、著しい能力不足、担当部門の業績に対する責任等を勘案の上、決定いたします。

(2) 取締役および経営陣幹部の選解任にあたっての手続き

取締役会は、取締役および執行役員の選解任にかかる方針および各候補者について、あらかじめ指名・報酬諮問委員会に諮問します。取締役会は、指名・報酬諮問委員会の答申を踏まえ、各候補者を指名いたします。

6) 当社は、内部監査部門として社長直轄の監査室を設置しております。監査室は、各部門へ定期的な内部監査を行い、その結果を監査等委員会に報告するほか、適宜情報交換を行うなど、監査等委員会との連携を図っております。

7) コンプライアンス体制については、行動規範ガイドライン(小冊子)を、グループ会社を含む役員および従業員に配布しコンプライアンス意識の周知・徹底を図っております。また、社長を委員長とするコンプライアンス委員会において、事業年度ごとにコンプライアンス方針を定めた上、事業年度終了後には、判明した課題等を踏まえ、改善策を検討しております。

8) リスクマネジメント体制については、自然災害や事故、事件等の危機に対応するため「危機管理規程」を定め、全従業員にその予防や対処方法について周知徹底を図るとともに、万一危機が発生した場合には、対策本部を立ち上げ、適切かつ迅速に対応する体制を確保しております。また、コンプライアンス委員会が中心となって、コンプライアンス上のリスクを調査・分析し、その予防に努めるとともに、リスク発生時には迅速に対応できるよう努めております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、社外取締役が過半数を占める監査等委員会を設置し、監査等委員である取締役に取締役会における議決権を付与することで、取締役会の監査・監督機能およびコーポレート・ガバナンス体制の強化を図るため、監査等委員会設置会社の体制を採用しております。

また、当社での豊富な業務経験と経営に関する幅広い知見を有する者を業務執行取締役として選任

の上、高度な専門的知識を有する執行役員がそれを補佐する体制をとることで、適正かつ機動的な経営が可能となる機関設計としております。

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	株主総会の約3週間前に発送しております。
電磁的方法による議決権の行使	2014年6月27日開催の第142回定時株主総会より、インターネットによる議決権行使を導入いたしました。

III 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	株主総会の約3週間前に発送しております。
電磁的方法による議決権の行使	2014年6月27日開催の第142回定時株主総会より、インターネットによる議決権行使を導入いたしました。
その他	株主の皆様が株主総会議案の十分な検討期間を確保することができるよう、株主総会招集通知を発送前に当社ホームページおよび東京証券取引所のウェブサイトにおいて開示しております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
IR資料のホームページ掲載	四半期決算短信等の決算資料、適時開示資料、有価証券報告書、株主総会の招集通知および決議通知、事業報告書（中間・期末）、コーポレートガバナンス基本方針を掲載しております。	
IRに関する部署（担当者）の設置	人事総務部が担当しております。	
その他	投資家・アナリスト向けの説明会は現在のところ実施しておりませんが、IR活動充実のため、今後検討してまいります。 なお、当社ホームページにおいて、IR情報のメール配信をご希望される方の登録を受け付けております。登録いただいた方に対しては、上記IR資料および各種展示会情報等をホームページに掲載する都度、メール配信にてご案内しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	経営理念においてステークホルダーの理解と信頼を深める経営に努めることを規定し、これを具体化したコーポレートガバナンス基本方針を策定し、当社ホームページにおいて開示しております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	当社は、環境理念において、地球環境の保全を重要課題と位置づけ、積極的に環境負荷の低減を目指すことを宣言しております。また、これを具体化した環境方針に基づき、ISO14001の取得をはじめ、環境に配慮した開発・製造や有害化学物質の管理および排出物削減に取り組んでおります。
その他	・社内の多様性の確保 当社は、多種多様な視点や価値観をもった役員・従業員が、それぞれの強みを活かして働くことが会社の持続的な成長につながるものと考え、それを可能にする環境の確保に努めております。 ・女性の活躍推進 当社は、女性が管理職として活躍できる環境整備を行うため、行動計画を策定し、各種啓発活動や研修等を実施していく方針であります。

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方やその整備状況

当社における内部統制システムの基本方針として、取締役会において次のとおり決議しております。

1. 取締役、使用人の職務執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

1) 法令、定款および社内規程の遵守ならびに社会規範の尊重に関する行動規範「NJCコンプライアンス」を定めるとともに、これを文書化したガイドラインを当社および当社子会社（以下、「当社グループ」という）の取締役、執行役員および従業員に配布し、企業倫理の周知および浸透を図っております。

IV 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社における内部統制システムの基本方針として、取締役会において次のとおり決議しております。

1. 取締役、使用人の職務執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

1) 法令、定款および社内規程の遵守ならびに社会規範の尊重に関する行動規範「NJCコンプライアンス」を定めるとともに、これを文書化したガイドラインを当社および当社子会社（以下、「当社グループ」という）の取締役、執行役員および従業員に配布し、企業倫理の周知および浸透を図っております。

2) 代表取締役社長を委員長とするコンプライアンス委員会を設置し、当社グループにおけるコンプライアンス体制の評価および改善策の検討を行っております。

3) コンプライアンス上疑義のある行為については、従業員が直接に情報提供できる内部通報窓口を設置し、問題の早期発見および是正に努めております。

4) 反社会的勢力と一切の関係を持たず、不当要求に対しては当社グループを挙げて毅然とした姿勢で対応しております。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

1) 取締役の職務の執行に係る情報は、規定類および文書管理規程、秘密情報管理規程、電子情報管理規程等の社内規程に基づき、適切に保存・管理しております。

2) 内部監査部門による各部門への定期的な内部監査を通じて、これらの情報の保存・管理状況を把握し、必要に応じて改善措置を講じております。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

1) 不良債権等の発生を防止するための与信限度管理規程、工場における安全操業を維持するための安全衛生管理規程および安全審査規程、ならびに自然災害・事故等の被害を最小限に抑制するための危機管理規程等の社内規程を定めるとともに、各部門において各種損失の危険のチェック・教育・訓練体制を整備することにより、当社グループにおける損失の危険を予防もしくは回避しております。

(2) 不測の事態が発生した場合には、損害の拡大を防止し、損失を最小限に止めるため、必要に応じて社長または担当取締役を本部長とする対策本部を立ち上げ、適切かつ迅速に対応する体制を確保しております。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

1) 当社および当社グループ全体に影響のある重要事項については、取締役会、経営会議等における多面的な検討を経て、慎重に審議・決定しております。

2) 市場競争力の強化を図るために、中期経営計画および年次経営計画を策定し、経営目標を明確化するとともに、それに基づく業績管理を行っております。

5. 当社および当社グループにおける業務の適正を確保するための体制

1) 当社グループ全体で企業価値の向上を図るとともに社会的責任を全うするため、当社子会社の独立性を確保しつつ、関係会社管理規程等に基づき、当社グループ全体としてのコンプライアンス体制を整備しております。

2) 関係会社管理規程に基づき、当社子会社における職務執行につき報告を求め、必要に応じて協議・指導を行うことにより、当社グループ全体の業務の適正を確保しております。

3) 当社の経営企画部が当社子会社に関する業務を主管し、当社グループ各社の重要会議に出席し、もしくは取締役等と情報交換を行うことにより、当社グループ全体の業務の適正を確保する体制を適宜改善しております。

4) 財務報告の適正性を確保するため、財務報告に係る内部統制が有効に機能する体制を整備・運用するとともに、適宜改善を行っております。

6. 監査等委員会の職務を補助すべき取締役および使用人に関する事項、ならびに当該取締役および使用人の他の取締役からの独立性および当該取締役および使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

1) 監査等委員会からその職務を補助すべき使用人を置くことの要請があった場合は、然るべき適任者を選任することとしております。

2) 当該使用人の任命、評価、懲戒等については、業務執行取締役からの独立性を確保するため、監査等委員会の同意を必要とする体制を整備することとしております。

3) 当該使用人が他部署の使用人を兼務する場合は、監査等委員会に係る業務を優先して行うものとし、当該業務を行うにあたっては監査等委員会の指揮・命令にのみ服することとしております。

7. 監査等委員会への報告に関する体制、および報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

1) 当社グループの取締役、執行役員および従業員が、当社グループの経営、業績等に影響を及ぼす重要な事実、および法令もしくは定款に違反する行為または不正行為の事実を知った場合、監査等委員会に速やかに報告する体制を確保しております。

2) 当社グループの内部通報担当部門は、当社監査等委員会に内部通報の状況等について定期的に報告しております。

3) 監査等委員会に報告を行った者に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当社グループの取締役、執行役員および従業員に周知徹底しております。

8. 監査等委員の職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

監査等委員がその職務の執行について生ずる費用の前払いまたは償還等の請求をしたときは、当該請求に係る費用または債務が当該監査等委員の職務の執行に必要なでないと認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理しております。

9. その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

1) 代表取締役は、監査等委員会との定期的な会合の場において、監査の環境整備の状況、監査上の重要課題等について意見交換を行うことにより、監査等委員会との相互認識を深めるよう努めております。

2) 監査等委員は、経営会議等の重要会議に出席し必要に応じて意見を述べるほか、稟議書等の重要案件の決裁書を閲覧しております。

3) 内部監査部門は、監査等委員会との連携を保つとともに、監査結果を定期的に報告しております。

・参考資料「模式図」：巻末「添付資料」をご覧ください。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社では、反社会的勢力の排除に全社的に取り組み、その周知徹底を図るべく以下の体制を構築しております。

1) 基本方針

新日本理化学グループは、社会の秩序や安全を脅かす反社会的勢力には勇気を持って断固拒絶し、これらの団体とは取引関係その他一切の関係を遮断する体制を整備する。

2) 反社会的勢力排除に向けた整備状況

(1) 新日本理化学グループ内においては、これらの団体の排除に向けて全社的な意思統一を図るため、「NJCコンプライアンス」(行動規範)を定めて全従業員に配布し、かつ対応窓口の一元化を図るとともに各事業所間の情報共有化を図り、組織的に対応しております。

また、取引先との契約にあたっては、暴力団等その他の反社会的勢力に対する解除条項を設定し、これらの団体であることが発覚した場合は、催告なしに契約解除できるようにしております。

(2) 業界や地域の他企業との間でも「企業防衛対策協議会」等を通じて情報交換を行いつつ、業界全体、地域企業で一致団結して、これらの団体の排除に取り組んでおります。

(3) 警察等の関係行政機関への通報、相談窓口との緊密な連携を保ち、不当な要求等があった場合は、適切な指導と支援を要請しております。また、地元の警察とのパイプを作り、これらの団体から不当な要求を受け、あるいは威嚇等された場合に相談、支援を受けられる体制を構築しております。

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし
-------------	----

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

当社における会社情報の適時開示に係る社内体制の概要は次のとおりです。

1. 当社は「情報開示管理および内部者取引防止規程」に基づき、管理本部担当取締役を情報取扱責任者として任命の上、同責任者が情報の把握および管理、適時開示の必要性の判断等を行っております。

2. 当社では、適時開示に関する情報については、取締役会における審議を経て、その決議に基づき適時に開示することとしております。ただし、発生した事実が、適時開示の観点から遅滞なく開示すべきものである場合は、情報取扱責任者の責においてこれを開示した後、取締役会においてこれを報告することとしております。

3. 当社は、適時開示が必要な情報について、東京証券取引所の適時開示情報システム(TDnet)を通じて開示しております。また適時開示に該当しない情報についても、ステークホルダーにとって重要と思われる情報については、適時適切に開示するよう努めております。

V その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし
-------------	----

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

当社における会社情報の適時開示に係る社内体制の概要は次のとおりです。

1. 当社は「情報開示管理および内部者取引防止規程」に基づき、管理本部担当取締役を情報取扱責任者として任命の上、同責任者が情報の把握および管理、適時開示の必要性の判断等を行っております。
2. 当社では、適時開示に関する情報については、取締役会における審議を経て、その決議に基づき適時に開示することとしております。ただし、発生した事実が、適時開示の観点から遅滞なく開示すべきものである場合は、情報取扱責任者の責においてこれを開示した後、取締役会においてこれを報告することとしております。
3. 当社は、適時開示が必要な情報について、東京証券取引所の適時開示情報システム(TDnet)を通じて開示しております。また適時開示に該当しない情報についても、ステークホルダーにとって重要と思われる情報については、適時適切に開示するよう努めております。

(コーポレート・ガバナンス体制)

